

豊川市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市において発注する大規模な建設工事について、技術水準の向上を推進するため結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）とは、本市が発注する大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、工事1件ごとに結成する企業の共同体をいう。

(対象工事)

第3条 市長は、工事の規模、内容等を総合的に勘案のうえ、企業体に対して発注する工事を決定するものとする。

2 工事の発注にあたっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、対象工事は、工事の円滑かつ適正な施工を確保するとともに、地元建設業者の健全な発展を図ることに寄与すると認められる工事に限るものとする。

(企業体の募集)

第4条 企業体の募集は、次条に規定する申請書の提出期限まで公告により行う。

(入札参加資格審査申請)

第5条 入札参加資格審査を受けようとする企業体は、次に掲げる書類を指定された日までに各1通を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書
- (3) 委任状

2 市長は、前項に規定するもののほか、入札参加資格審査に際し必要があると認められる事項を記載した資料を提出させることができる。

3 市長は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、申請をした企業体にその結果を通知する。

(構成員の資格)

第6条 企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 企業体は、2者又は3者による構成であること。
- (2) 豊川市における入札参加資格を有し、かつ、現に豊川市における建設工事請負等の契約に係る指名停止措置要綱に基づき、指名を停止され、又はそれに準じる措置を受けていないこと。
- (3) 当該工事に対応する業種について、経営事項審査の総合評定値が一定の数値以上であること。

(4) 当該工事において、他の企業体の構成員でないこと。

(5) 企業体の構成員のうち、1者以上が市内に本店を置く者となるよう定めること。

2 市長は、前項に規定するもののほか、工事の規模、性格等に照らし、必要があると認めるときは、別に要件を定めることができる。

(出資比率)

第7条 構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で、構成員において自主的に定めるものとする。

2 企業体の代表構成員の出資比率は、構成員中最大としなければならない。

(入札参加資格者の決定)

第8条 企業体の構成員の資格及び結成に関する事項並びに企業体の入札参加資格を審査のうえ、審査結果については代表構成員に対してその旨を通知するものとする。

(資格の有効期間)

第9条 企業体としての有効期間は、落札した企業体が当該建設工事を完了し企業体の清算が終了するまでとし、その他の企業体は、当該建設工事に係る請負契約が締結された日までとする。

(解散後のかし担保責任)

第10条 企業体が、当該建設工事を完了し解散した後において、当該建設工事にかしがあった場合は、豊川市建設工事請負契約約款に従い、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(調査指導)

第11条 市長は、企業体の適正な運営を確保するため、必要に応じて工事の施工体制及び運営状況について調査し、指導するものとする。

(除外規定)

第12条 この要綱による対象工事については、豊川市入札等審査委員会で認められた場合を除いては、単独の入札参加資格者は併用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。